

# 令和元年度 小郡市議会基本条例検証結果

令和2年3月31日

今回の検証では、全議員（個人）から評価点のアンケートを取りました。  
その集計表とあわせ、議会としての検証結果（成果及び今後の課題）を取りまとめましたのでご報告します。

※条文は、小郡市議会ホームページの「小郡市議会基本条例」のページでご確認いただけます

## ○令和元年度 小郡市議会基本条例検証アンケート（評価集計表）

条-項	2	3	4-1	4-2	4-3	4-4	4-5	5-1	5-2	6	7	8	9-1	9-2	9-3	10-1	10-2	10-3	10-4	10-5	11-1	11-2	12	13-1	13-2	15	16
④できた	1	4	4	10	8	1	3	9	6	2	6	3	4	3	2	3	3	7	13	10	5	8	5	5	5	12	13
③概ねできた	11	8	11	5	7	11	5	4	2	11	9	8	10	11	6	9	4	9	4	7	12	9	8	11	8	4	1
②あまりできなかった	6	6	3	3	3	6	9	3	5	3	3	3	4	4	8	6	7	2	1	1	1	1	5	1	4	2	4
①できなかった	0	0	0	0	0	0	1	2	5	2	0	4	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0

第2条 議会の活動原則	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生との意見交換会が一定定着し、今回、ワークショップ形式にしたことで、高校生からの意見がかなり出るようになった。</li> <li>・高校生との意見交換会で出された意見等については、議会に取りまとめ、執行部に伝える等、政策提案への取り組みの一步へ繋がった。</li> <li>・各常任委員会の積極的な所管事務調査の実施により、各種団体との意見交換会等が定着してきた。</li> <li>・市民の意見を把握し、行政や議会の運営に繋げることができた。</li> <li>・議員個人、会派等においても市民の意見の把握に努めている。</li> <li>・議会活性化プロジェクト会議を設置し、①政策討論会と政策提案（提言）、②市民との意見交換会について、一定の方向性を見出すことができた。</li> <li>・「議会だより」の充実やインターネットによるライブ・録画配信等、情報公開に努め、市民に聞かれたわかりやすい議会運営に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の発言の在り方については、議会の活動原則に基づく整理が必要である。</li> <li>・市民の多様な意見を把握するために、多くの市民が参加できる方法を研究する必要がある。</li> <li>・議員全員で意見交換する機会を設ける必要がある。</li> <li>・執行部との意見交換の場が必要である。</li> <li>・市民との意見交換会等でいただいた意見等については、委員会、議会で協議し、政策提案に繋げていく必要がある。</li> <li>・議会活性化プロジェクト会議の提言を受け、議会として、政策提言に向けた調査活動、政策討論会を実施していく必要がある。</li> <li>・各常任委員会においては、年間テーマに沿ってさらに深い調査研究、議論を重ね、政策提言書という形にまで持っていく必要がある。</li> <li>・議会だよりに掲載する一般質問の内容については、個人ではなく、市議会として発行しているということ踏まえた上での整理が必要である。</li> </ul>

第3条 議員の活動原則	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会審査での自由討議が定着したことで、各議員の考え方が理解しやすくなり、意見書等への反映にも有効だった。</li> <li>・議員相互の自由な討議の形ができてきた。</li> <li>・各常任委員会における市民団体等との意見交換会や研修会の企画等、自己研鑽を深める機会が増えてきた。</li> <li>・会派でも目的を明確に持った視察等の提案があり意識が高まっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の発言の在り方については、議員の活動原則に基づく整理が必要である。</li> <li>・議員は、市民の代表として、また、小郡市の代表機関であるとの自覚を持って発言する必要がある。</li> <li>・議員相互の自由討議については、合意形成に向けた建設的な発言によって実施する必要があることから、早急にルールの確立が必要である。</li> <li>・一部団体及び地域に偏ったり、先入観や感情論に流されたりせず、議員相互に相手の意見を尊重した自由な討議を重んじる必要がある。</li> <li>・議会連絡会等において、執行部に対する個人的な「意見」、「要望」が多くなっているため、議会としての整理が必要である。</li> <li>・個人的な資料の請求が多くなっており、執行部の負担を増やすことにも繋がるため、資料請求の在り方については、検討が必要である。</li> </ul>
第4条第1項 市民参加及び市民との連携	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開や説明責任はおおむねできてきている。</li> <li>・わかりやすい議会だより作成に取り組んできている。</li> <li>・情報公開ならびに説明等はいろいろなやり方である程度はできていると思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動に関する情報公開を徹底し、議会だよりだけではなく、HP、SNS等の活用を更に図っていく必要がある。</li> <li>・予算・決算審査特別委員会等のインターネットによるライブ・録画配信に向けて検討していく必要がある。</li> <li>・議会だよりの一般質問の記事は、各議員で作成しているが、一方的な意見の掲載は公正性に欠けるため、行政側の答弁も十分に組み入れた構成が必要である。</li> <li>・傍聴人の意見を真摯に受け止める必要がある。</li> </ul>
同条第2項 市民参加及び市民との連携	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴だけではなく、本会議・常任委員会については、インターネットによるライブ・録画配信を行っている。</li> <li>・予算・決算審査特別委員会のインターネットによるライブ・録画配信への取り組みの検討を始めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算、決算特別委員会のインターネットによるライブ・録画配信を検討しているが、発言の在り方等の課題も含め、更に検討が必要である。</li> </ul>

同条第3項 市民参加及び市民との連携	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請願提案者の意見を聴く機会を設けることができている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請願者に対し、詰問と取られるような場面もあったため、請願者の意見を十分くみ取る雰囲気作りが必要である。</li> </ul>

同条第4項 市民参加及び市民との連携	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各常任委員会における所管事務調査の積極的な実施により、各種団体等との意見交換会等が定着してきており、徐々に市民に開かれた議会運営ができている。</li> <li>・ 高校生との意見交換会ではワークショップ形式を取り入れたことで、若者の意見をこれまで以上に聴くことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各常任委員会における各種団体との意見交換会等でいただいた意見等を委員会として協議し、政策提案を行っていく必要がある。</li> <li>・ 議会活性化プロジェクト会議の答申を基に、議員間討議を積極的に行い、政策提案を行っていくため、他市議会の事例や体制等を学ぶ必要がある。</li> <li>・ 議員の資質向上のために、研修会等に積極的に参加する必要がある。</li> <li>・ 市民との意見交換会は、これまでの実績を踏まえ、テーマや開催形式等を検討した上で、より効果的なものとなるよう取り組む必要がある。</li> </ul>

同条第5項 市民参加及び市民との連携	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校生との意見交換会は、学校側の理解も得られ、一定定着してきており、今回ワークショップ形式を取り入れたことで、若者の意見をこれまで以上に聴くことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民との意見交換会については、これまでの実績等を踏まえ、より効果的なものとなるようテーマや開催形式等についての研究・改善が必要である。</li> <li>・ 高齢者、子育て世代等、幅広く市民の意見を聴くための仕組みづくりが必要である。</li> <li>・ 議会モニター制度等、市民の意見を聴く仕みの調査・研究が必要である。</li> </ul>

第5条第1項 議会及び議員と市長等の関係	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一問一答方式に関してはできている。</li> <li>・ 一問一答形式で、議論の内容が深くなり、聞いている者も理解できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長等と一問一答をする中で争点がズレないことが必要である。</li> <li>・ 一般質問の通告内容と答弁が若干かみ合っていないやりとりが見受けられた。執行部と議会ともに、相互に敬意を払って議論する必要がある。</li> <li>・ 議場でのやりとりなど配慮にかける場面があった。相手を尊重し、誠意のある対応をすべきである。</li> </ul>

同条第2項 議会及び議員と市長等の関係	
成 果	今後の課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、行政の長として議決機関である議会に議案を諮り承認を得て施策を実施するという関係であるから、議員の質問には丁寧に答えなければならない立場である。にもかかわらず、時に議員の質問に対し、感情的に反論する姿は議場には相応しくないので改める必要がある。</li> <li>・反問は行われたが、反問に対する答弁に対する再反問とならず、明確な反問権行使とならなかった。今後は明確な反問権とそれに対する答弁の切り分けが求められる。</li> </ul>
第6条 市長等による政策等の説明	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長等による説明を求めることはできた。</li> <li>・説明機会や資料は充実してきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会に対する説明が後手になる場面が多々あったため、スピード感のある対応が必要である。</li> <li>・市長の政策の説明が不十分で十分な理解が得られていない場合は、議会側から、積極的に説明を求め、市長には丁寧に説明を求めたい。ただし、互いに相手への敬意と礼節には配慮が必要である。</li> <li>・説明の機会は増えているが、的確にポイントを抑えた説明が必要である。</li> </ul>
第7条 予算及び決算における説明資料	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・決算の資料提供の時期が早くなり、事前に目を通すことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価は施策を実施したかどうかより、施策効果を書くべきである。</li> <li>・施策内容の評価等は、例年同じ表現が多く、より客観的な評価が必要である。</li> </ul>
第8条 法律第96条第2項の議決事件	
成 果	今後の課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決すべき事件について、もう少し精査する必要がある。</li> </ul>

第9条第1項 自由討議による合意形成	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 討論の場が確保されており、活発に行うことができた。</li> <li>・ 議員間討議により問題点を集約できている。</li> <li>・ 自由討議による合意形成は、議会が目指すべき形であり、手探りながらあらゆる場面で行なうことが定着し、一定の成果を収めている。</li> <li>・ 予算・決算委員会で自由討議を行い、意見書を提出することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合意形成の過程において、自由な討議が尽くされていたとは言いにくい。今後はもっと多くの議員が発言しやすい討議の場にしていく必要がある。</li> <li>・ 否定的、感情的な議論になることが多い。市の発展のためにはどうするのかということを第一義に考えて議論するように努める必要がある。</li> <li>・ 質疑に基づく議員間討議が望ましいが、質疑のありかたについては各議員で一致した認識とはいえず、今後は討議を重視し、議会としての合意ができたものを、執行部に伝える形にする必要がある。</li> </ul>

同条第2項 自由討議による合意形成	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員相互の自由討議の場をつくり、適切に運営されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行部に対する意見、要望が多かったが、少し落ち着いてきた。質疑にこだわることと、礼節を重んじる議員の取り組みが必要である。</li> </ul>

同条第3項 自由討議による合意形成	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合意形成には至らなくても、議論を尽くすことはできている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設的な意見は、積極的に政策提案や議案の提出につなげていく必要がある。</li> <li>・ 議会活性化プロジェクト会議の提言を実行するため、各常任委員会の年間計画の目標に政策提言を設定して、調査研究を行った上で、政策討論会を開催して、市議会として政策提案を行う必要がある。</li> <li>・ 否定的、感情的な議論になることが多いため、市の発展のためにはどうするのかということを第一義に考えて議論することが必要である。</li> </ul>

第10条第1項 委員会の活動	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究や各種関係団体との意見交換はしっかりとできた。</li> <li>・ 関係部署と課題等について意見交換ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究や各種関係団体との意見交換をさらに積極的に行い、政策提案に繋げていく必要がある。</li> </ul>

同条第2項 委員会の活動	
成 果	今後の課題
同条第3項 委員会の活動	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度ごとの活動計画を策定し、計画に沿った活動ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より充実した活動計画を策定する必要がある。</li> <li>・活動計画の総括等が必要である。</li> </ul>
同条第4項 委員会の活動	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速に本会議での報告、関係部署との意見交換ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察先は、政策を市政に反映させるため、本市と同規模の自治体にする必要がある。</li> </ul>
同条第5項 委員会の活動	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告は、分かりやすいように工夫され行われている。</li> </ul>	
第11条第1項 議員研修の充実強化	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師の選定やタイムリーなテーマを取り上げる等、年々充実してきた。</li> <li>・多様なテーマについて効果的に行われた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修前に、各議員がテーマについてもっと学習しておく必要がある。</li> </ul>
同条第2項 議員研修の充実強化	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な分野について、講師の話を聞くことができた。</li> <li>・各常任委員会企画で年3回行われ、新たな専門的知見に基づく研修を受けることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の課題に即したテーマで、もっと掘り下げた研修が必要である。</li> <li>・本市議会議員だけでなく、近隣自治体議員との共同開催や市民も参加できる研修会の検討も必要である。</li> <li>・優れた取り組みを行っている近隣自治体への研修も検討する必要がある。</li> </ul>

第12条 議会事務局の体制整備	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数が少ない中で、様々な工夫をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案能力向上、議会活性化のため人員の拡充が必要である。</li> <li>・議会と執行部の調整業務も多く、本来の調査、法制執務機能に集中することが望まれる。</li> </ul>
第13条第1項 議会広報の充実	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民視点で読みやすいように工夫して紙面づくりをしている。</li> <li>・議会で意見が分かれた案件については、市民も関心を持っているため、その論点について知らせることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会としての取り組みや問題意識・対応策や考え方等をもっと盛り込む必要がある。</li> <li>・市議会が発行していることを認識したうえで、記事の内容等について整理が必要である。</li> <li>・もっと関心を持ってもらえるような紙面の検討が必要である。</li> </ul>
同条第2項 議会広報の充実	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりにQRコードを掲載して、ホームページ内の議会中継とリンクさせる予定である。(令和2年5月号から実施予定)</li> <li>・ホームページの内容は少しずつではあるが改善してきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSの活用等の取り組みも推進する必要がある。</li> </ul>
第15条 議員の政治倫理	
成 果	今後の課題
第16条 最高規範性	
成 果	今後の課題

その他 これまでの取り組みについて	
成 果	今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由討議や研修等をとおして、議員としての知識向上に繋がった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会を含め市政全般に対する市民意見の把握や政策の提言・提案へと繋げていく仕組みや取り組みをする必要がある。</li> <li>・議会活性化プロジェクトを組んで政策討論会等の指針ができたので、活用できるように要綱等を施行する必要がある。</li> <li>・質問と質疑の違いを明確にする必要がある。</li> <li>・議会連絡会の運営について、執行部は要点をまとめた的確な説明と議員は説明では分からないところの質疑のみで意見を述べる場ではないことを議会全体で認識する必要がある。</li> </ul>